

## 指定管理施設の管理運営評価票（評価対象年度：令和元年度）

施設所管部署	都市政策部 都市整備課
評価対象期間	平成 31 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日
評価対象年度指定管理料	161,494,736 円

## 1. 施設の概要等

施設の概要	名称	焼津市都市公園
	所在地	焼津市内
	設置目的	都市環境の改善、防災、良好な景観の形成を目的とする。
	設備の概要	街区公園：110 箇所・・・213,610 m <sup>2</sup> 近隣公園：10 箇所・・・147,873 m <sup>2</sup> 地区公園：2 箇所・・・68,016 m <sup>2</sup> 総合公園：1 箇所・・・32,500 m <sup>2</sup> 都市緑地：6 箇所・・・37,556 m <sup>2</sup> 合計：129 箇所・・・499,555 m <sup>2</sup>

## 2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名称	焼津環境緑化事業協同組合
	所在地	焼津市本町二丁目 13-29
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用の許可及び施設の供用に関する業務</li> <li>・利用料金の納付書発行に関する業務</li> <li>・施設の維持及び管理に関する業務</li> </ul>	
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 34 年 3 月 31 日	

## 3. 指定管理者業務運営項目評価

評価項目	指定管理者		市	
	自己評価	評価の理由	評価	評価の理由
1. 実施体制に関する評価	B	市からの調査、報告等の要請に対しては極力、迅速な対応を行った。 24時間の受付体制、また土日の巡視業務等、緊急時の対応体制を整えている。	B	6 月にベンチ設置状況調査、12 月に「公園内における受動喫煙防止対策のお願い」のチラシを全公園利用団体に配布し、トイレ 81 カ所への表示看板の設置も速やかに行われている。体制表が整理されている。また LINE で事務局と組合業者の連絡が速やかに行われるよう工夫をしている。

2. サービス内容や水準に関する評価	B	苦情・要望に対しては迅速な対応に努めており、苦情・要望件数は減少している。 公園利用に関する市の方針を全利用団体に漏れの無いよう伝える等利用団体との連絡調整を密に行った。	B	苦情・要望に対して速やかな対応が行われている。また、規模の小さいものは巡回時に職員が行い、苦情・要望の件数を減らす工夫をしている。公園使用料の管理など書類で整理されているため、適正な業務に努めている。
3. 収支等の評価	B	パトロールが実施する修繕が増え外注が抑えられた分、要望の多かった剪定費用に充当した。新電力会社への切替えやエコの取組み等支出削減施策を進めたが漏水の発生や燃料調整単価変動等の影響を受ける結果となった	B	水道料は夜間帯での漏水対応、水栓を自閉式水栓への取替えなどの対策を行い、環境への取り組みに努めている。職員の技能向上に努め、更に経費が削減できるよう努めてもらいたい。
総合評価	B	年間の管理業務は事業計画書に沿って概ね実施できた。予算の執行は差異が見られた科目もあったが必要なところに費用を充て全体の調整に努めた。	B	協定書、仕様書を遵守し、事業計画に沿って維持管理が実施されており、パトロール職員による日々の点検によるおかげで、遊具利用における事故発生も無く、安全な利用が確保されていることは評価できる。身近な公園は健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重な緑のオープンスペースとして、「新しい生活様式」の中でも新型コロナウイルスに負けない活用が求められていることから、さらなる事業効果の向上に努めてもらいたい。

●参考

(単位：円)

		事業計画	令和元年度	
事業 収 支 実 績	収 入	指定管理料	161,494,736	161,494,736
		利用料金	0	0
		自主事業収入	0	0
		その他の収入	0	0
		計(A)	161,494,736	161,494,736
	支 出	人件費	12,200,000	11,076,045
		事務費	4,983,800	4,853,364
		事業費	140,296,116	141,628,010
		その他(施設管理費)	4,014,820	3,935,740
		計(B)	161,494,736	161,493,159
収支差引額(A)-(B)		0	1,577	

**【評価区分】**

評価基準：A（優 良）協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である。

B（良 好）協定書、仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。

C（課題含）協定書、仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。

D（要改善）協定書、仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。